

〈使用料・手数料〉

1. 使用料（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1) 行政財産の目的外使用

① 役場

種 類	区 分	単 位	金 額	徴収の 時期	備 考
美 浜 町 役 場	町民ホール	1 時間	650 円	使用の 許可を 受けた とき。	冷房又は暖房を使用す るときは、1 時間につ き、200 円を加算した 額とする。
	自販機コー ナー	1 月	販売額に 100 分の 15 を乗じて得 た額(10 円 未満の端数 は切り捨て る。)	その月に 係る分に ついて翌 月 20 日ま で	
美 浜 町 保 健 セ ン タ ー	集団指導室	1 時間	1,400 円	使用の 許可を 受けた とき。	冷房又は暖房を使用す るときは、1 時間につ き 1,200 円を加算した 額とする。
	栄養指導室	1 時間	550 円		ガス及び水道を使用す るときは、1 時間につ き 150 円、冷房又は暖 房を使用するとき、1 時間につき 500 円を加 算した額とする。

※使用の時間が、1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。

②体育館

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
布土 河和南部 奥田 の各小学校	1時間	1,000円	使用の許可 を受けたと き。	照明施設を 使用すると きは、1時 間につき 100円を加 算した額と する。
河和 野間 上野間 の各小学校	1時間	1,400円		
野間 河和 の各中学校	1時間	1,600円		

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす。

③運動場

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
野間中学校 夜間照明施 設	1時間	1,500円	使用の許可 を受けたと き。	1時間経過後 は、30分ご とに750円と する。

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす。

④河和港観光総合センター

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
商業用施設	1月	84,000円 以内	使用の許可 を受けたと き。	電気及び水道を 使用するときは その実費をそれ ぞれ加算した額 とする。
観光船出札 関係施設	1月	220,500円 以内		

⑤美浜町図書館

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
自販機 コーナー	1月	販売額に100分の15 を乗じて得た額(10 円未満の端数は切り 捨てる。)	その月に係る 分について翌 月20日まで	

⑥土地

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
公衆電話所 電柱、電話 柱その他こ れに類する ものを設置 する場合	1施設 1年に つき	美浜町道路 占用料条例 (昭和54年 美浜町条例 第33号)別 表の占用料	使用の許可を 受けたとき。 ただし、許可 の期間が翌年 度以降にわた る場合におい ては、翌年度 以降の使用料 は毎年度当該 年度分を4月 30日までに納 付させること ができる。	美浜町道路 占用料条例 (昭和54 年美浜町条 例第33号) 第2条第3 項に該当す る場合、美 浜町道路占 用料条例の 減免に關す る規則(平 成20年美 浜町規則第 11号)のと おり、使用 料を免除す ることがで きる。
建物の敷地 として使用 する場合	1平方 メートル1年 につき	美浜町道路 占用料条例 (昭和54年 美浜町条例 第33号)別 表の占用料		

(2) 公の施設の利用

① 食と健康の館

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
厨房	1月	販売額に100分の15以内を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	電気、ガス及び水道については使用料に含む。
屋外スペースコーナー	1日(500cm×250cm以内)	1,000円。ただし、販売を伴う使用については、販売額に100分の30以内を乗じて得た額を加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	町及び管理者主催行事での使用については、販売額に100分の30以内を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)
特産品コーナー	1ブース(45cm×45cm×45cm) 1月	販売額に100分の30以内を乗じて得た額に1,000円を加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	電気、ガス及び水道については使用料に含む。
	農産物(花類を含む。)及び展示スペース 1月	販売額に100分の30以内を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)		
体験工房	9時～13時 13時～17時 1月	500円 500円 30,000円	使用の許可を受けたとき。	電気、ガス及び水道については使用料に含む。
自販機コーナー	1月	販売額に100分の15を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	

②公民館

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
第一会議室	1時間	150円	使用の許可を受けたとき。 ただし、コイン式の冷房又は暖房の使用料は、使用のとき。	冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算
婦人実習室	1時間	150円		1 ガス及び水道を使用するときは1時間につき150円を加算 2 冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算
和風会議室	1時間	200円		冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算
集会室	1時間	450円		

※使用の時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

【開館時間】 午前8時30分から午後10時まで

【受付・申込時間】 午前8時30分から午後5時まで

(ただし、窓口開館時に限る。)

③河和港観光総合センター

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
和室	1時間	450円	使用の許可を受けたとき。ただし、コイン式の冷房又は暖房の使用料は、使用のとき。	冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算した額とする。
会議室	1時間	250円		
ホール	1時間	650円		
調理室	1時間	250円		1 ガス及び水道を使用するときは、1時間につき150円を加算した額とする。 2 冷房又は暖房を使用するときは1台1時間につき100円を加算した額とする。
分館和室	1時間	400円		冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算した額とする。
分館ホール	1時間	250円		

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす。

④美浜町産業会館

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
大会議室	1時間	650円	使用の許可を受けたとき。ただし、コイン式の冷房又は暖房の使用料は、使用のとき。	1 冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算した額とする。 2 営利を目的として利用する場合は左の額に2を乗じて得た額とする。
和室	1時間	350円		
小会議室	1時間	450円		

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす。

⑤第2町民グラウンド

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
グラウンド	1時間につき	1,000円	使用の許可を受けたとき。	

- 1 美浜町、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町又は武豊町に在住し、在勤し、又は在学している者以外の者が過半数を占めて使用する場合は、上記の額に2分の3を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定に関わりなく、専用使用する場合は上記の額に2を乗じて得た額とする。
- 3 使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす。

⑥美浜町漁村センター

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
研修室 (大)	1時間	450円	使用の許可を受けたとき。ただし、コイン式の冷房又は暖房の使用料は、使用のとき。	1. 冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算した額とする。 2. 営利を目的として利用する場合は左の額に2を乗じて得た額とする。
研修室 (中)	1時間	200円		
研修室 (小)	1時間	150円		
実習室	1時間	150円		1. ガス及び水道を使用するときは、1時間につき150円を加算した額とする。 2. 冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算した額とする。 3. 営利を目的として利用する場合は左の額に2を乗じて得た額とする。

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす。

⑦水野屋敷記念館

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
和室	1時間	300円	使用の許可を受けたとき。ただし、コイン式の冷房又は暖房の使用料は、使用のとき。	冷房又は暖房を使用するときは、1台1時間につき100円を加算した額とする。

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす

⑧美浜町生涯学習センター

区分	単位	金額	徴収の時期	備考
研修室1	1時間	400円	使用の許可を受けたとき。	冷房又は暖房を使用するときは、1部屋1時間につき100円を加算した額とする。
研修室2及び3	1時間	250円		
研修室4	1時間	550円		
パソコン	1台1時間	100円		

※使用の時間が、1時間に満たないときは1時間とみなす

(3)美浜町都市公園

①都市公園の使用料

区 分		単 位	金 額
公園施設を設置又は管理する 場合	屋外	1 平方メートル	1,010 円
	屋内	1 月につき	1,520 円
都市公園を 占有する 場合	電柱、変圧塔その他これらに類するもの設置 水道管等その他これらに類する地下埋設物の設置	美浜町道路占用料条例 (昭和 54 年美浜町条例第 33 号) 別表の単位及び占用料	
都市公園を 利用する 場合	物品販売、募金その他これらに類する行為、業としての写真又は映画の撮影、興業、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため設けられる工作物類	1 平方メートル 1 日につき	5 円
	物品販売、募金その他これらに類する行為	1 人 1 日につき	60 円
	業としての写真の撮影又は映画の撮影	1 人 1 日につき	60 円

備考

1. 1 単位未満の端数は 1 単位として取り扱う。ただし、年を期間として定められている場合において、都市公園の使用日数に端数が生じた場合の使用料の額は、その単位に係る金額に 12 分の当該使用月数(1 月未満については 1 月とする。)を乗じた額とする。
2. 使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
3. 自動販売機を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、販売額に 100 分の 15 を乗じて得た額(10 円未満の端数は切り捨てる。)とする。
4. 電気通信業務の用に供する電話柱等を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、電気通信事業法施行令(昭和 60 年政令第 75 号)別表第 1 の額による。この場合において、各年度における許可の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、1 年として計算するものとする。

②美浜町総合公園体育館の使用料

区 分		昼間 (9時～17時)	夜間 (17時～22時)
メインアリーナ	バレーボール	1,000円/面/時	1,800円/面/時
	バドミントン	300円/面/時	500円/面/時
	卓球	300円/台/時	500円/台/時
	バスケットボール	1,500円/面/時	2,500円/面/時
	専用使用	4,000円/時	6,000円/時
サブアリーナ	バドミントン	メインアリーナと同じ	
	卓球	メインアリーナと同じ	
	舞台	500円/時	
	専用使用	3,000円/時	
研修室		650円/時	
和 室		650円/時	
会議室		300円/時	
トレーニング室	1回券	200円/回/人	
	回数券	1,800円/10回券	
	定期券	2,800円/月	

備考

- 1 この表において専用使用とは、施設の全部又は一部を独占的に使用することをいう。
- 2 メインアリーナ(専用使用)を2分の1の範囲内で使用する場合は、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 使用する時間に1時間単位未満の端数があるときは、1時間単位として計算するものとする。
- 4 入場料金を徴収しない専用使用(営利宣伝等を目的とした使用)とする場合は、この表に定める使用料に3を乗じて得た額とする。ただし、メインアリーナは全面専用に限るものとする(物品販売を含む)。
- 5 興業(入場料を徴収して営利宣伝等を目的とする使用)のために専用使用とする場合は、この表に定める使用料に6を乗じて得た額とする。ただし、メインアリーナは全面専用に限るものとする。
- 6 大会等のために一般の使用より優先的に使用する場合は、この表に定める使用料に2分の3を乗じて得た額とする。(前2項に該当する場合を除く。)
- 7 美浜町、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町又は武豊町に在住、在勤又は在学している者以外の者が過半数を占めて使用する場合は、この表に定める使用料に2を乗じて得た額とする。
- 8 メインアリーナ、サブアリーナ、研修室等を使用する場合において、附属設備を使用する場合、この表に定める使用料にそれぞれ附属設備使用料を加算した額とする。
- 9 準備又は後片付けを目的として使用する場合は、主会場に限り、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- 10 メインアリーナ、サブアリーナを午前9時から午後5時までの間に、照明を使用する場合1灯(区域)1時間当たり150円を加算する。ただし、天候不順により照明を必要とする場合は、この限りでない。

③美浜町総合公園体育館附属設備使用料

施設区分		金額
メイン アリーナ	マイク等簡易拡声装置	500円/時
	音響設備（音響調整卓等）	1,500円/時
サブアリーナ	マイク等簡易拡声装置	500円/時
	控室	500円/時
	控室冷暖房設備	100円/時
	音響設備・舞台照明設備の一部を使用し、調音・調光をほとんど要しない一定使用の場合	3,000円/時
	音響設備・舞台照明設備の全部を使用し、調音・調光を要する使用の場合	6,000円/時
	冷暖房設備	2,500円/時
	ピアノ	1,000円/時
研修室	音響設備	200円/回
	映写設備	400円/回
	冷暖房設備	100円/時
更衣室	シャワー設備	100円/回

④有料公園施設の使用料

都 市 公園名	種類及び名称	金 額	備 考
美浜町 総合公園	グラウンド	1,000 円/時	夜間照明設備を使用する場合は、左欄に掲げる額に、1 時間につき 4,000 円、1 時間を超え 30 分を増すごとに、2,000 円を加えた額とする。
	テニスコート	300 円/面/時	夜間照明設備を使用する場合は、左欄に掲げる額に、1 時間につき 300 円を加えた額とする。

- 1 美浜町、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町又は武豊町に在住、在勤又は在学している者以外の者が過半数を占めて使用する場合は、この表に定める使用料に、グラウンドにおいては2分の3を、テニスコートにおいては3分の5を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定に関わりなく、施設の全部及び一部を大会等のために一般の使用より優先的に使用する場合は、この表に定める使用料に、グラウンドにおいては2を、テニスコートにおいては3分の10を乗じて得た額とする。

⑤美浜町河和港駐車場使用料

区分	使用料
普通駐車	1 時間につき 100 円（入庫後 1 時間未満は無料）。ただし、5 時間を超え 24 時間までは 500 円とし、以後 24 時間ごとに同じ扱いとする。
定期駐車	1 月につき 4,000 円

2. 手数料

平成 29 年 4 月 1 日現在

種 類	単 位	金 額	徴収の時期
戸籍謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1 通	450 円	交付のとき
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクを持って調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	〃	750 円	
戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	350 円	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	〃	450 円	
戸籍の届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明	〃	350 円	
法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明	1 通	1,400 円	
戸籍の届書その他の書類の閲覧	1 件	350 円	閲覧のとき
戸籍の附票の写し	〃	200 円	交付のとき
印鑑に関する証明	〃	〃	
住民票の写し(広域交付住民票の写しを含む。)	〃	〃	
個人番号通知カード(再交付)	〃	500 円	申請のとき
マイナンバーカード(再交付)			
・〈署名用電子証明を搭載しない場合〉	〃	800 円	
・〈署名用電子証明を搭載する場合〉	〃	1,000 円	
住民票記載事項の証明	〃	200 円	
住民票の閲覧	1 人	〃	閲覧のとき

種 類	単 位	金 額	徴収の時期	
土地、建物及び資産に関する証明	1 件	200 円	交付のとき	
租税公課に関する証明	〃	〃		
事業に関する証明	〃	〃		
自動車の臨時運行許可	1 両	750 円		
住宅用家屋証明申請	1 件	1,300 円		
公簿、図面及び公文書閲覧	〃	200 円	閲覧のとき	
文書の複写	黒コピーで、A3 判以下のもの	1 枚	10 円	交付のとき (町長が必 要と認めた 場合に限 る。)
	カラーコピーで、A3 判以下のもの	〃	80 円	
	A3 判を超えるもの	〃	100 円	
その他文書による事実の証明又は 認証(別に定めるものを除く。)	1 件	200 円	交付のとき	
訪問介護員派遣	1 時間	950 円以内	納付書によ り通知した とき	
在宅老人短期保護	1 日	5,700 円以内		
在宅重度身体障害者短期保護	〃	6,150 円以内		
犬の登録	1 頭	3,000 円	交付のとき	
狂犬病予防注射済票交付	1 件	550 円		
犬の鑑札の再交付	〃	1,600 円		
狂犬病予防注射済票再交付	〃	340 円		

区分			単位	手数料の額	
屋外広告物許可	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5㎡につき	900円
		ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの	〃	1,200円
			許可期間が1年を超えるもの	〃	1,900円
		電柱又は街灯柱を利用する広告	許可期間が1年以内のもの	1個につき	200円
	許可期間が1年を超えるもの		〃	300円	
	立看板			1枚につき	100円
	張り紙			100枚につき	400円
	張り札			1枚につき	40円
	広告幕又は広告網			〃	400円
	アドバルーン			1個につき	700円
	その他の広告物		許可期間が1年以内のもの	〃	100円
			許可期間が1年を超えるもの	〃	160円
	優良宅地造成認定申請			1件	86,000円
新築認定申請 優良住宅	床面積の合計が100㎡以下			1件	6,200円
	〃 100㎡を超え500㎡以下			〃	8,600円
	〃 500㎡を超え2,000㎡以下			〃	13,000円
	〃 2,000㎡を超え10,000㎡以下			〃	35,000円
	〃 10,000㎡を超えるとき			〃	43,000円